

# いずみ湖公園施設の利用申込みが始まります

## マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド・研修の家・キャンプ場

いずみ湖へいこうよ!! 大自然の中でスポーツやアウトドアを楽しんでみませんか。

- 受付日時 平成27年4月2日(木) 午前9時～午前10時30分  
※受付は先着順とさせていただきます。(電話での受付はいたしません)
- 受付会場 下諏訪総合文化センター 講習室(2階)
- 上記以降の利用申込み方法

・4月3日(金)から担当課各係(建設水道課 都市整備係・教育こども課 子育て支援係)、住民環境課 総合窓口係およびインターネットで受け付けます。(インターネットでの予約は仮予約となりますので、7日以内に担当課各係または総合窓口係で本予約の手続きをしてください。)  
・受付時間は土・日・祝日を除き、毎日午前8時30分～午後5時15分までです。(電話での受付不可)  
※インターネットでの仮予約は24時間受付可能ですが、予約可能期間は利用する日の7日前までとなります。それ以降の予約はインターネットでは受け付けませんので直接各係窓口でお願いします。

### 【マレットゴルフ場・テニスコート・グラウンド】

■問い合わせ：下諏訪町 建設水道課 都市整備係 (内線245)

施設名	利用期間及び時間	使用料	
マレットゴルフ場 (現地管理棟 電話58-8560)	4月19日(日)～11月8日(日) ○午前9時～午後5時	個人利用	1人(1ラウンド) 200円 1人(1日) 300円
		団体利用 (総員50人以上)	1人(1ラウンド) 100円 1人(1日) 200円
テニスコート(全天候型8面) (現地管理棟 電話58-9772)	4月19日(日)～11月8日(日) 土・日・祝日のみ開園(8月は毎日開園) ○午前9時～午後6時	1面(1日)	6,000円
		1面(1時間)	800円
第1グラウンド(多目的) 第2グラウンド(サブ)	4月19日(日)～11月8日(日) ○午前5時～午後7時	1時間	500円

### 【研修の家・キャンプ場】 ■問い合わせ：下諏訪町 教育こども課 子育て支援係 (内線714)

施設名	利用期間	使用料等
研修の家 (40畳2室・30畳3室)	5月1日(金)～ 10月31日(土)	使用料は、利用者の住所・年齢等により細かく区分されています。詳しくは担当係までお問い合わせください。
キャンプ場		無料 ※許可は必ず受けてください! (寝具・テント等は、利用者がご用意ください。)

※町内に在住または在学する高校生以下の者が研修の家を利用する場合は使用料はかかりません。  
※日帰りの利用時間帯は、午前9時から午後4時までです。

## 平成27年下諏訪町特定農地(菜園)利用抽選会のお知らせ

下諏訪町では、農業者以外の方が野菜や花等を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深めることを目的に特定農地(菜園)の貸付を行っております。平成27年特定農地利用者を一般公募いたします。

- 抽選日時 平成27年3月6日(金) 午前9時30分
- 会場 下諏訪総合文化センター 小ホール
- 募集区画数 武居1、2、3、5、6、7、8、9、11/富部/東山田5、6、7/高木2/殿村2、3/上久保1、2/社東町3/西鷹野町2  
【20箇所 114区画 ほかに数箇所数区画】
- 利用料 750円～3,000円(年間)面積等により異なります。
- ※整理券を当日、午前9時00分から、下諏訪総合文化センター小ホール入口にて配布します。
- 問い合わせ 下諏訪町 産業振興課 農林係 電話27-1111 (内線277)

## 3月は、自殺予防強化月間です

～誰も自殺に追い込まれることのない  
社会の実現を目指して～

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」だと言われています。

家族や職場の仲間など、あなたの身近な人の「眠れない」、「食欲がない」などいつもと違う様子に気付いたら、声をかけてみてください。

「眠れている?」、「疲れてない?」さりげないあなたの一言で、大切な人が救われるかもしれません。



### 下諏訪町「心のほっと相談」のご案内

下諏訪町では、専門の相談員による「心のほっと相談」を行っています。「気分が落ち込む」「眠れない」「イライラが止まらない」など、心の悩みについて、ご本人だけでなく、ご家族や身近な方についての相談もできます。

予約制の個別相談で、秘密は厳守いたします。お気軽にご連絡ください。



#### ●3月の相談日程

3月5日(木) 3月19日(木)

\*4月以降の日程は、クローズアップしמוש、いきいき家族の健康カレンダー、ホームページをご参照ください。

#### ●場 所 保健センター

●時 間 ①午後1時30分～2時30分  
②午後2時30分～3時30分

■問い合わせ 下諏訪町保健センター  
電話27-8384

## ～自分の居場所をさがしませんか～ 障害福祉の通所事業所説明会開催のお知らせ

日 時 平成27年3月8日(日) 午後1時～午後3時30分

◆場 所 諏訪市総合福祉センター3階 交流ひろば

■問い合わせ 諏訪圏域障害者総合支援センター オアシス 【担当：大澤】  
電話54-7713

※申し込み不要※  
お気軽に  
ご参加ください

## 障害者の方の自動車税・自動車取得税の減免制度について

県では、障がい者の方が利用する自動車のうち、一定の要件に該当するものについて、自動車税・自動車取得税の減免制度を設けています。減免を受けるためには、下記(1)の基準を満たした上で申請する必要があります。

#### (1) 減免の基準(次の基準をすべて満たすこと)

ア 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳)をお持ちの方で、障がいの程度が一定基準以上であること。

イ 車検証に記載されている自動車の所有者(自動車税の納税義務者)が障がい者本人であること。(ただし、18歳未満の場合及び療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの場合は、この限りではありません。)

※これから車両の登録をする予定の方は、3月末日までに登録がなされなかった場合、翌年度からの減免が受けられない場合があります。

ウ 障がい者本人、又は障がい者と生計を一にする方が運転すること。

#### (2) 申請期限(土・日・祝祭日は除く)

自動車税： 随時

※平成27年度は5月26日(火)以降に申請した場合、あるいは車両登録日から30日を過ぎて申請した場合は、減免額が少なくなります。

自動車取得税： 車両登録日から30日以内

■問い合わせ及び申請先 長野県諏訪地方事務所 税務課 電話57-2905